

2023 年度 学童クラブ入所のご案内

挨拶

平成 25 年 4 月より、市から公認を受けて、印西市で初めての民間業者運営の学童クラブとしてスタート致しました。この事により、公立の学童と同じような保育料で利用が可能になりました。是非、ご利用下さい。 NPO 法人子供の人権を守る市民ネットワーク 理事長 小原 秀一

学童保育とは

就労等により、児童を監護する者が昼間家庭にいない小学校 1 年生～6 年生までの児童を対象に放課後等の生活の場を提供し、生活指導を行うことにより、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

【1】教育方針

キリスト教精神の下、学年を問わず、お互いを思いやり、一緒に活動し、助け合いながら放課後の生活が、安心して送れるように致します。

【2】対象児童：小学校 1 年生～6 年生の健常児

【3】定員 お迎え小学校 開所時間 ※土曜日 8:00～17:00

	定員	お迎え小学校	開所時間
松崎学童クラブ	45	お迎え：高花小 徒歩：船穂小	小学校がある日 下校時間～19:00 夏・冬・春長期休み 7:00～9:00
アルカサル学童クラブ	40	お迎え：内野小 徒歩：小倉台・木刈	小学校がある日 下校時間～19:00 夏・冬・春長期休み 7:00～19:00
BigHop学童クラブ	40	お迎え：西の原 徒歩：原小	小学校がある日 下校時間～19:00 夏・冬・春長期休み 8:00～19:00
モア学童クラブ	40	お迎え：牧の原小 徒歩：滝野小	小学校がある日 下校時間～19:00 夏・冬・春長期休み 8:00～19:00

【4】休所日 登所不可（出席停止）

●日曜・国民の祝日 ●2023 年 8/10～8/16 頃予定 ●12/29～翌年の 1/3	●感染症に感染した児童 ●学級閉鎖・学年閉鎖のクラスの児童 ●学校閉鎖になった学校の児童
--	--

【5】入所要件について ABC

A：下記の就労条件を満たしている事

- 1. 市内の小学校に就学中で、夫婦共働きなどの理由により、保護者等他に監護する者が昼間家庭にいない児童。（概ね週 3 日以上、1 日 4 時間以上の勤務時間である事。）
- 2. 勤務終了時間が下校時以降（15 時以降）である事。

B：その他 保護者または家族が疾病等のため、家庭で適切な監護を受けられない児童。

保護者が育児休業を取得している場合は、入所の対象になりません。

C：入所面接審査を満たす方

- 1. 学校から学童クラブまで、1 人で寄り道せずに登所できる児童。
- 2. 職員 1 人の配置に対し 35～40 名の集団生活が出来る児童
お子様に補助を必要となる場合は、入所は先送りとなります。
- 3. お子様、当学童入所後、集団生活が困難である場合や、特別な配慮やケアが必要な時は、専門機関や市等に相談を依頼します。この事に同意し、ご協力を頂ける保護者。
- 4. 専門機関、ご家庭、市役所や当学童所との連携を密にし（子どもの発達診断等の個人情報共有を含む）、子どもの発達、成長のために協力をして頂く事にも同意をいただける保護者。この事に同意頂けない場合は、当学童所での安全保育ができません。退所をして頂く場合がある事に同意を頂ける保護者。
- 5. 4 月 3 日(月)子どもオリエンテーションに参加できる児童（最終ページ【25】参照）

【6】面接 面接会場：松崎（印西市松崎 517）

面接は利用学童児・その保護者（1 名）で、10 分程度です。

A「入所許可申請書」の下に、面接希望日時を記入して下さい。

【7】面接後の手続き

- ① 2022 年 12 月 15 日までにハンドブックを読んで同意書をご提出下さい。
- ② 2022 年 12 月 15 日までに 4 月の諸費用 4,450 円を下記口座へお振込み下さい。

●振込み先	京葉銀行（銀行コード 0522）
●支店名	千葉ニュータウン支店（店番号 282）
●口座番号	4741831
●名義	特定非営利活動法人 子供の人権を守る市民ネットワーク 理事 小原秀一

※入所許可証が発行されていても、同意書が提出されない方、
4,450 円お振込みをされない方は、当学童クラブのご利用はできません。

※入所許可証の発行

面接終了後発行致しますが、期日までに同意書の提出がない場合は**無効**となります。

※**ハンドブック**とは、しおん学童クラブの運営、方針、より良く安全に学童で過ごすための会則です。

※**同意書**とは、ハンドブックの会則に同意して頂く書類です。この同意書は提出必須です。同意書を提出しない方は当学童の利用はできません。

※面接免除の方は、申請書類(A-、D)の提出完了後、同意書を 12/15 までに提出して下さい。

【8】保育料の減免対象者（申請書類は印西市保育課へ問合せ）

減免対象者	必要書類
生活保護法の規定による被保護世帯（※1）	※1 生活保護受給証明書
印西市要保護児童生徒及び準要保護児童生徒 援助費支給規則要綱に規定する世帯（※2）	※2 要保護及び準要保護 児童生徒証明（申請書）

保育料減免申請書に必要書類を添付し、学童クラブへ提出して下さい。

提出されない場合は減免の対象であっても減免となりません。

減免は、必要書類を提出した翌月分の保育料からとなります。

※1の内容については、印西市役所社会福祉課にお問合せ下さい。

※2の内容については、印西市役所教育委員会学務課にお問合せ下さい。

【9】土曜日保育の場所

当学童では、現在、土曜日利用者はいません。土曜日保育の場所は、松崎 本園で行います。
保護者は本園までお子様の送迎をして下さい。土曜日保育は、保育園との交流保育となります。

【10】保育料

区分	学年	1 人	2 人目以降
通常 月～金	1 年～ 3 年生	月額 6,000 円 (8 月は 8,000 円)	月額 3,000 円 (8 月は 4,000 円)
	4 年～ 6 年生	月額 4,000 円 (8 月は 6,000 円)	月額 2,000 円 (8 月は 3,000 円)
通常 月～土	1 年～ 3 年生	月額 8,000 円 (8 月は 10,000 円)	月額 4,000 円 (8 月は 5,000 円)
	4 年～ 6 年生	月額 6,000 円 (8 月は 8,000 円)	月額 3,000 円 (8 月は 4,000 円)

【11】諸費用

月 ～ 金	①おやつ代	月額 2,200 円 (8 月は 4,200 円)
	②行事費	月額 600 円
	③共益費	月額 1,650 円 (連絡通信費 300 円 環境整備費 1,350 円)
	合計	月額 4,450 円 (8 月は 6,450 円)
月 ～ 土	①おやつ代	月額 2,700 円 (8 月は 5,200 円)
	②行事費	月額 600 円
	③共益費	月額 1,650 円 (連絡通信費 300 円 環境整備費 1,350 円)
	合計	月額 4,950 円 (8 月は 7,450 円)

【12】保育料・諸費用の支払いについて

1. 引落し金融機関

郵便局に口座を開いて下さい。別紙の「郵便局自動払込利用申込書」に
必要事項を記入し、12/15 までに**保護者のご自分で**お近くの郵便局へ出して下さい。

2. 引落し日

毎月 14 日に保育料・諸費用、その他引落し手数料を引落し致します。
毎月 13 日までに、当月分を郵便局の口座に入金して下さい。

3. 引落しが出来なかった時の、振り込み先

- 京葉銀行（銀行コード 0522）
- 千葉ニュータウン支店（店番号 282）
- 口座番号 4741831
- 名義 特定非営利活動法人 子供の人権を守る市民ネットワーク
理事 小原秀一

4. 手数料：引落し手数料・送金手数料は、皆様のご負担となります。

【13】入所期間：2023/4/1～2024/3/31 まで

- 入所資格を満たさなくなった時は、退所届を出した日まで
- 保護者が育児休暇を取得している時は、入所対象にはなりません。

【14】当学童車の利用について

小学校がある時は、保護者に代わって、お子様を小学校からしおん学童クラブまでの迎えを致します。しかし、春・夏・冬の長期休みは、保護者が当学童までお連れ下さい。

尚、塾等の送迎サービスは致しておりません。

□ 1. 学童車の迎え先小学校

高花小、内野小、西の原小、牧の原小

□ 2. 当学童車の会員登録 年間登録料：1 人 1000 円

(A) 利用会員登録をし、当学童クラブハンドブックに同意して下さい。

(B) 「**迎え依頼書・スクールコネクション登録**」を提出して下さい。

□ 3. お迎えバスの会員費 1 人：毎月 3000 円

□ 4. 責任の所在

当学童車のお迎えで学童保育に来る場合、当職員が、指定の待合場所でお子様と会ってから当学童クラブにおけるお子様の安全保育責任が開始します。小学校終了後、当学童お迎え担当者が、指定の待合場所でお子様に会うまでのお子様の責任は、保護者となります。

【15】学校から学童クラブに入室するまでの責任は保護者です

学校から学童クラブに来る間の責任は保護者となります。

当学童クラブにおけるお子様の安全責任は、お子様が当学童クラブに入室した事を、職員が確認したから開始すると致します。

【16】学校から学童クラブまでの下校練習

学校から学童クラブまで、安全に登所できるように、当学童でも、子供オリエンテーション時や春休みの学童クラブ時に、練習をいたします。しかし、保護者の責任において、下校の安全について、お子様のご指導をして下さい。

【17】学校から学童クラブまでの通路

当学童では、通学路を通して学童に来る道を通路とします。

【18】月間利用表について

毎月の「**利用表**」は、前月 20 日までにご提出下さい。（FAX・郵送可）

変更は、アサヒパワーサービスのメール連絡網でご連絡下さい。

メール連絡網のテストメールは、**3 月末に URL** を配信致します。

【19】登降園管理システムを導入

スマートフォン・アプリ「**キッズリー**」を、ご登録下さい。

お子様の学童クラブへの登所、降所のお知らせが、保護者の方のアプリに届きます。

【20】一人帰宅・一人通所の責任について

「**通所に関する申し出書**」（児童 1 人での帰宅、通所）

お子様が習い事に行く時、一人帰宅する時、一人通所する時の責任は、保護者にあります。学童を退出した時から、お子様の責任は、保護者です。

一人帰宅は、日没前、印西市の防災チャイムの時間までに、学童クラブを出発します。

3 月～9 月は 17：00 10 月～2 月は 16：30 チャイム後のひとり帰宅は、できません。

【21】学童クラブから習い事に行く事について

1 日 1 回、学童クラブから習い事に行く事ができます。

「**習い事に関する申し出書**」を提出して下さい。

※下校時間の変更や保育現場の諸事情等によって、希望する時間に送り出せない事があります。

【22】入所許可の取消 次の事由に該当する場合、退所となることがあります。

- 申請内容に偽りがあった場合。
- 正当な理由なく学童保育料を 2 ヶ月滞納している場合。
- その他、管理運営上支障があると認める場合

【23】変更連絡

入所決定後、次の事由など申請内容に変更が生じた場合は、速やかに当学童クラブ事務所までご連絡いただき、必要な書類を提出してください。

- 住所や電話番号等家庭状況が変わった場合。
- 勤務先や勤務時間などが変わった場合。等

【24】退所届

退所する時は、指定の退所届を 1 ヶ月前に提出して下さい。

退所届が提出されない場合は、保育料諸費をお支払い頂きます。

【25】オリエンテーション 新入生は、必ず出席して下さい。

4月3日（月）	
10:00~11:00	モア学童クラブ
11:00~12:00	アルカサル学童クラブ
13:00~14:00	松崎学童クラブ
14:00~15:00	BigHop 学童クラブ

- ☆入所式
- ☆キッズリー 登所確認のやり方体験
- ☆自分のランドセル置き場の確認
- ☆学童保育内での約束

【26】小学校迎え車の乗り方・徒歩で登所の仕方

新1年生は必ず参加して下さい。

入学式前に予定しております。

日程：小学校下校表が届き確認したのち、皆様にメール連絡致します。

時間：9:00~10:00AM

小学校迎え車の乗り方

- 小学校内 お迎え場所の確認
- お迎え場所での約束 車の中での約束の確認

徒歩で登所の仕方

- 職員と一緒に小学校まで通学路を歩いて歩きます。

【27】提出書類と提出期限

しおん学童ホームページ 申請書類よりダウンロードして下さい。

郵送先 しおん学童クラブ	提出書類
申請書類一式 11/15 必着	☐ A. 入所許可申請書（児童1人につき1枚）
	☐ B. 就労証明書：同居の65歳未満全員：コピー可 ：就労期間が1年未満の場合は更新月に提出
	☐ C. 申込児童の健康状況（写真添付）
	☐ D. 申立書（必要な方のみ提出）
12/15 必着	☐ E. 同意書
2023.1/31 必着	☐ F. 緊急連絡先（写真添付）
	☐ G. 通所に関する申出書（1人帰宅、通所）
	☐ H. 習い事に関する申出書
	☐ I. 時間外利用届・土曜日利用届（該当者のみ）
	☐ ・お迎え依頼書・小学校担任提出用（迎え車利用者のみ） ☐ ・月間利用表（前月の20日締切、毎月提出） 4月からご利用の方は3/20までに提出して下さい。

※入所申請書類の不備・不足等がある場合は受付することが出来ません。

【28】申請期間 2022/10/8~11/15 まで

持参不可 必ず **郵送**で下記住所に郵送で申請書類を提出

〒270-1344 千葉県印西市松崎 517

特定非営利活動法人 子供の人権を守る市民ネットワーク

郵送締切 11月15日必着 電話：0476-46-3928